

相談機関のご案内

■神奈川県かながわ労働センターの労働相談

●一般労働相談窓口

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）／8：30～17：15（12：00～13：00を除く）	
かながわ労働センター	☎045-662-6110
横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	
かながわ労働センター川崎支所	☎044-833-3141（代）
川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階	
かながわ労働センター県央支所	☎046-296-7311
厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	
かながわ労働センター湘南支所	☎0463-22-2711（代）
平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	

●日曜労働相談窓口

毎週日曜日（年末年始を除く）／9：00～17：00（12：00～13：00を除く）	
かながわ労働センター	☎045-633-6110（代）

●夜間労働相談窓口

毎週火曜日（祝・休日、年末年始を除く）／17：15～19：30	
かながわ労働センター	☎045-662-6110

●女性のための労働相談窓口

毎月第1・2・3・5金曜日（祝・休日、年末年始を除く）／8：30～17：15（12：00～13：00を除く）	
マザーズハローワーク横浜内・相談室	☎045-320-0335

■神奈川労働局雇用均等室

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）／8：30～17：15（12：00～13：00を除く）	
雇用均等室	☎045-211-7380

■参考文献

- ・公益法人 母子衛生研究会 (<http://www.mcfh.or.jp/>)
「妊娠月別 胎児の様子とママのからだ」「赤ちゃん＆子育てインフォ」
- ・神奈川県 「働くママ・プレママのための両立応援ブック」

■発行

神奈川県産業労働局労働部労政福祉課
横浜市中区日本大通1
電話 (045) 210-5739

神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
電話 (045) 211-7380

平成26年11月
デザイン・イラスト・制作 (株)シンソーグリエイト

妊娠～出産～産休・育休～復職

まるっと
解説！

イクボス
便利帳？

これ1冊で
OK！



神奈川県

少子高齢化による労働力人口の減少が懸念されるなか、多くの企業で、女性の活躍を促す取り組みが進められています。しかし、約6割の女性が、出産を機に仕事を辞めてしまうなど、女性の力を十分に活かしきれているとは言えない状況です。

妊娠・出産・育児など、さまざまなライフステージにあっても、社会で女性が活躍し続けるには、本人の努力だけでなく、会社の上司や同僚、家族の協力と理解が必要です。

このパンフレットは、特に妊娠期から復職にかけて、知つておいてほしい労働関係法規と、女性の体調の変化や子どもの様子を、時系列でわかりやすく解説したものです。

この法律や制度を、働く女性、企業どちらもが理解し、妊娠・出産後も働きやすい職場づくりに役立てていただければ幸いです。

労政福祉課から

神奈川労働局

妊娠・出産・育児にあたっては、人事労務担当者に知っておいてほしい法律や制度がたくさんあります。1つ1つはインターネットなどで調べができる時代ですが、「情報がばらばら」「抜け落ちが無いか心配」「知っていたら法律どおりにしたのに」という声をよく耳にします。

そこで、県と労働局が協力し、「この1冊に妊娠から復職まで必要な情報が全て時系列で書いてあります！」と胸を張れる神奈川オリジナルのパンフレットを作りました。作成にあたっては、神奈川労働局では、法律や制度の部分を担当しました。

子育て期の労働者の雇用管理にあたり、地図のように使っていただければ幸いです。詳しい内容は、神奈川労働局のホームページ（アクセス方法は1ページに記載）でご確認ください。

雇用均等室から

神奈川県
神奈川労働局

パパも
育休を！

人事担当者が
知つておくべき
基礎知識

パタハラ
マタハラ
のない
職場を！

お母さんの
からだ

<注>個人差があります。
医師の指示にしたがってください。



赤ちゃんの
様子

<注>胎児の身長を妊娠中に測定するのは困難で、とくに妊娠初期には頭と臀部を結ぶ長さを胎児の大きさの指標とし身長よりは短くなります。

お母さん

日	0…	7…	14…	21…	28…	35…	42…	49…	56…	63…	70…	77…	日	84…	91…	98…	105…	112…	119…	126…	133…	140…	147…	154…	161…	168…	175…	182…	189…
週	0週	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	週	12週	13週	14週	15週	16週	17週	18週	19週	20週	21週	22週	23週	24週	25週	26週	27週
月	妊娠1か月				妊娠2か月				妊娠3か月				月	妊娠4か月				妊娠5か月				妊娠6か月				妊娠7か月			

妊娠週数は、最終月経日の第1日目より満で数えます。

妊娠判明から

① <妊娠婦>母性健康管理の措置（均等法）

② <女性>危険有害業務の就業制限（労基法）

③ <妊娠婦>時間外・休日労働、深夜業の制限（労基法）

④ <妊娠婦>軽易業務への転換（労基法）

1 最初に（目次・正式名称など）

●女性が対象 ●男女とも対象 ●お金のこと

1. 法令・制度

制 度	期 間	根拠法	掲載
①母性健康管理の措置	妊娠中+産後1年	均等法 12・13条	
②危険有害業務の就業制限	全ての女性	労基法 64条の3	P 2
③時間外・休日労働、深夜業の制限	妊娠中+産後1年	労基法 66条2・3項	
④軽易業務への転換	妊娠中	労基法 65条	
⑤産前休業	産前6週間 (多胎14週間)	労基法 65条	P 3
⑥産後休業	産後8週間		
⑦育児時間	産後1年	労基法 67条	P 5

制 度	期 間	根拠法	掲載
⑧育児休業	原則、1歳まで	育・介法 5条～9条の2	P 3
⑨短時間勤務制度	3歳まで	育・介法 23条	
⑩所定外労働の制限	3歳まで	育・介法 16条の8	P 5
⑪時間外労働、深夜業の制限	小学校入学まで	育・介法 17・19条	
⑫子の看護休暇	小学校入学まで	育・介法 16条の2・3	

2. お金のこと

制 度	期 間	手 続き	掲載
⑬出産手当金	産休中	協会けんぽ等	P 4
⑭出産育児一時金	出産時		
⑮育児休業給付	育休中	ハローワーク	
⑯社会保険料の免除	産休・育休中	年金事務所等	

3. 不利益な取扱いの禁止

禁 止 事 項 な ら ど	根 拠 法	掲 載
⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	均等法 9条3項	
⑱解雇の無効	均等法 9条4項	P 6
⑲解雇制限	労基法 19条	

禁 止 事 項 な ら ど	根 拠 法	掲 載
⑳育休等を理由とする不利益取扱いの禁止	育・介法 10条等	P 6

4～7週（第2月）

- ・月経が止まり、妊娠に気づく。
- ・子宮の大きさは鶏卵よりも少し大きめ。
- ・基礎体温は高温が続く。
- ・つわりが始まる。
- ・下腹が張り、腰が重くなる。

身長約2～3cm
体重約4g

- ・心臓の動きがわかる。

8～11週（第3月）

- ・つわりや便秘に悩み、流産しやすいところ。
- ・つわりがひどく水分も取れない場合は、「妊娠悪阻」の可能性があるので受診する。
- ・流産しやすいので気をつける。

身長約8～9cm
体重約30g

- ・内臓ができあがる。
- ・人間らしい顔つきになる。

12～15週（第4月）

- ・胎盤ができる定期に入る。
- ・14週ころから基礎体温が下がってくる。
- ・流産の心配がほとんど無くなる。
- ・つわりが治まる。
- ・お腹が少しふくらんでくる。

身長約15cm
体重約120g

- ・手指ができあがる。
- ・産毛が生え始める。

16～19週（第5月）

- ・胎動を感じ始める。
- ・胎動が極端に弱くなった場合は、すぐ受診する。
- ・子宮収縮が頻繁にあるときや強いときは横になり、安静にする。

身長約25～26cm
体重約300g

- ・動く様子が胎動として伝わる。
- ・産毛や爪が生える。
- ・心臓の動きを聴診器で聞けるようになる。

20～23週（第6月）

- ・お腹のふくらみが目立ってくる。
- ・膀胱が圧迫されるので、頻尿になりやすい。
- ・妊娠中期から末期は貧血や妊娠高血圧症候群になりやすいので注意する。

身長約30cm
体重約600g

- ・排泄機能が発達し羊水を飲んでおしつこをする。
- ・脳が発達していく。

24～27週（第7月）

- ・上腹部までふくれ、お腹が前にせり出し、姿勢が反りぎみになる。
- ・2週に1回妊娠検診を受ける。
- ・足にむくみや静脈瘤が出やすい。
- ・痔、便秘になりやすい。
- ・過労にならないようにする。

身長約35cm
体重約1,000g

- ・まばたきができるようになる。
- ・顔立ちがはっきりしてくる。
- ・耳が聞こえるようになる。

28~31週(第8月)

・子宮底がみぞおちのあたりまで高くなり、胃、心臓などを圧迫する。そのため、疲れやすく、動悸を感じることもある。

身長約 40 cm
体重約 1,700 g
・骨格がほぼ完成。
・筋肉と覚醒が発達し、神経の動きも活発になる。
・子宮の中で位置がほぼ決まる。

32~35週(第9月)

・肩で息をするようになる。
・子宮が胃を圧迫するので、胃がつかえた感じがする。
・頻尿になりやすい。
・お腹の張りを感じやすい。

身長約 45cm
体重約 2,400g
・内臓、爪が完成する。
・頭が骨盤内にあるため、赤ちゃんの動きが鈍くなる。

36~39週(第10月)

・子宮が下がり下腹のほうに出るので、圧迫感が薄れる。
・お腹の張りや、痛みを感じるようになる。
・定期健診を1週に1回受ける。

身長約 50 cm
体重約 3,100 g
・外見上の発育は完成している。
・予定日よりも早く生まれても十分育つ。

出産 誕生

・定期健診を1週に1回受ける。



出産(誕生)の日は、産前休業で、その翌日からが産後休業です。

子ども
の様子
(個人差があります)



1~2か月くらい

・寝っていることが多い新生児期にくらべ、少しずつ起きている時間が長くなっています。
・多くの赤ちゃんは夜にしおちゅう目をさまし、昼夜が逆転してしまう子もいます。
・起きているときは、動くものをじっとみつめたり、目で追ったりします。
・首にも少しずつ力がついてきて、声のするほうに自分で顔を動かしたりします。
・手足の動きも活発になってきて、機嫌のよいときは「アーハー」などの声を出すようになります。

・体重は生まれたときの2倍くらいになり、赤ちゃんらしいふくらした体形になってしまいます。
・授乳の時間もだいたい決まっていて、夜も少しずつまとめて眠ってくれるようになります。
・機嫌がよいときは、おもちゃに手を伸ばしたり、自分の手指をじっとみつめたり、なめたりもします。
・腹ばいにさせると、かなりしっかり頭を持ち上げていられる子が多くなります。
・親の顔を覚え、声も聞き分け始めます。
・あやすとっこり笑ったり、声をたてて笑ったりもします。



職場のポイント2

出産の報告を受けたら、復職後の体制・業務などを確認しておくとよいでしょう。
社内広報誌などを定期的に送るなどして、職場の状況の情報提供をしながら、連絡を取り合えるようにしておきたいものです。

出産

出産の翌日から8週間(56日間)

赤ちゃん	週	0週	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	12週	13週
	月	1か月				2か月				3か月					
	年														

⑥ 産後休業 子の出生の翌日から

⑧ 育児休業

＜育児休業の開始日＞

○出産した女性が取得する場合、産後休業終了日の翌日(=出産の翌日から数えて57日目)から育児休業となります。

○男性が取得する場合は、出産(予定)日から取得することができます。



3 産休と育休のこと

⑤ 産前休業
＜労基法第65条＞ 出産予定日の6週間前(双子以上の場合には14週間前)から、女性労働者の請求により取得できます。

出産日(=赤ちゃん誕生の日)は、産前休業です。出産日の翌日からが、産後休業となります。

⑥ 産後休業
＜労基法第65条＞ 出産日の翌日から8週間は、事業主は女性労働者を就労させることはできません。ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就労することができます。

違いを表にしました!

	産休	育休
名称	産前休業・産後休業	育児休業
期間	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間) 産後8週間	原則、子が1歳に達するまで ※保育園に入れない場合は1歳6ヶ月まで延長可
対象となる労働者	女性労働者 (パート・アルバイト・派遣労働者を含む全ての労働者)	男女労働者 (勤続1年未満の場合など、対象外となる場合もある)
根拠法	労働基準法	育児・介護休業法
不利益取扱いの禁止	産休申出・取得を理由とする不利益取扱いは禁止 (男女雇用機会均等法第9条第3項)	育休申出・取得を理由とする不利益取扱いは禁止 (育児・介護休業法第10条)

4 産休・育休中のお金のこと

⑬ 出産手当金
出産日以前42日から出産日後56日までの間、休業1日につき賃金の3分の2相当額が健康保険から支給されます。 →詳しくは、協会けんぽ、健康保険組合等へ

⑭ 出産育児一時金
1児の出産につき、原則42万円が支給されます。 →詳しくは、協会けんぽ、健康保険組合、市区町村等へ

⑮ 育児休業給付
雇用保険の被保険者が1歳(保育園に入れないと場合は1歳6ヶ月)に満たない子を養育するため育休を取得した場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けられます。 →詳しくは、支給額へ

⑯ 社会保険料の免除
産休中の社会保険料は、必要な手続きをすることにより、労働者負担分・事業主負担分のどちらもが免除されます。(平成26年4月1日から)

⑰ 産休中
産休中の社会保険料は、必要な手続きをすることにより、労働者負担分・事業主負担分のどちらもが免除されます。 →詳しくは、年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金等へ

事業主の収支

	産休	育休
支出	賃金 社会保険料 雇用保険料 労災保険料	賃金の支払い義務はない(無給可・規定化が必要) 手続きをすれば免除 → ⑯ 無給の場合、保険料は発生しない
収入	助成金	両立支援等助成金 育休中等に代替要員を雇つたり、復職後に短時間勤務を利用させたりした場合などに支給される助成金があります。 →詳しくは、神奈川労働局雇用均等室へ

労働者の収支

	産休	育休
支出	社会保険料 雇用保険料 労災保険料	手続きをすれば免除 → ⑯ 無給の場合、保険料は発生しない
収入	賃金 手当金・給付	賃金の支払い義務はない(無給可・規定化が必要) 出産手当金 → ⑬
		育児休業給付 → ⑮

6か月～1歳くらい

- 5～6ヶ月を過ぎるとお母さんからもらった免疫は低下し、赤ちゃん自身も免疫力が未熟で、病気になります。
- 8～9ヶ月になると「はいはい」が始まっていますが、姿勢はその子によっていろいろです。
- 9～11ヶ月は、離乳食も3回食になっていきます。

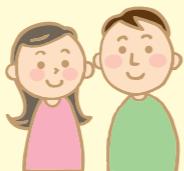
職場のポイント3

復職してすぐは、仕事のリズムを取り戻すのが難しいと感じている労働者もいます。同じ経験を持つ先輩労働者に相談ができるようにしたり、相談窓口を設置している場合は、周知するのもよいでしょう。

子どもが小さいときは、急な発熱など、突然的な休暇が多くなる場合があります。周りで仕事をフォローしてくれている労働者とのコミュニケーションが上手く取れるように支援することが大切です。

1～2歳くらい

- 1歳のお誕生日を迎えると、身長は生まれたときの約1.5倍、体重は約3倍くらいになります。からだつきも、ほっそりとスマートにみえています。
- 「ママ」「ブーブー」といった簡単な単語も出てきますが、個人差が大きいです。



2～3歳くらい

- 自分でできることが増え、自己主張も強く歩き方もしっかりして、走ったり、跳んだり、登ったりなど、活動に動き回るようになります。
- 大人の言うことはかなり理解でき、自分が伝えたいことも、少しずつ言葉で表現できるようになります。
- まだ言葉で自分の気持ちを上手く表現できないので、「いや!」「ダメ!」の連発になってしまふこともあります。



3～4歳くらい

- つき出していたおなかがへこみ、スマートな幼児体形になっていきます。
- 3歳になると心身ともに赤ちゃん時代の名残が消え、幼児期に入ります。
- 知りたいことがたくさん出て「なんで?」「どうして?」が多くなります。
- 友だちと一緒に遊ぶのも楽しめるようになります。少しずつ相手の立場もわかり、友だちに譲ったり、がまんすることもできるようになります。子どもの世界は急速に広がっていくでしょう。



4～5歳くらい

- 4歳からほとんどの子が保育園や幼稚園などに入つて、集団生活を経験します。
- 自分の言ったことやしたことが、お母さん、お父さんを悲しませたり喜ばせたりすることも理解してきます。
- 5歳になるとトラブルも自分たちで解決しようとしますし、やさしさや思いやりも友だちとの関係の中で育まれていきます。



小学校入学

- 小学校に入れば、生きる世界も人間関係もどんどん広がっていきます。
- 親を客観的に見る目も育っていくでしょう。



5 復職のこと

⑦育児時間

<労基法第67条>
生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。

⑪時間外労働、深夜業の制限

<育・介法第17条、第19条>
事業主は、小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはいけません。同様に、深夜(午後10時から午前5時まで)においても労働をさせてはいけません。

⑨短時間勤務制度

<育・介法第23条>
事業主は、3歳未満の子を養育する一定の労働者について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければなりません。

⑫子の看護休暇

⑫子の看護休暇

<育・介法第16条の2、第16条の3>
小学校入学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に1回子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。
※有給か無給かは会社の定めによります。

⑯解雇の無効

⑯解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑯解雇の無効

<労基法第19条>
産前・産後休業の期間及びその後の30日間の解雇は禁止されています。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

<均等法第9条第3項>
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止

<育・介法第10条等>
育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。

⑰解雇の無効

<均等法第9条第4項>
妊娠・産後1年内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを証明しない限り無効となります。

⑰妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止